

法人会とタッグを組もう

あやめ



野口正博・切り絵「町並み」

令和元年度会員増強運動始まる



公益社団法人 佐原法人会

第159号

お知らせ

この度の台風 15 号の影響により被害に遭われた皆様には謹んでお見舞い申し上げますと共に一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

当会といたしましても会員一致団結し復旧に向け尽力する所存でございます。

会長 香取 信治

ペットボトル・キャップ回収運動

佐原法人会では平成 23 年 7 月より、香取郡市内 10 ヶ所にキャップ回収 BOX を設置しております。ご提供いただいたエコキャップは再生プラスチック原料として換金し、医療支援や障がい者援、子どもたちへの環境教育等、様々な社会貢献活動にあてられています。

回収効果

- ・キャップ 430 個で 3,150g の Co2 削減
- ・キャップ 430 個の再資源化で 10 円

元年度キャップ回収実績

(期間 4 月 1 日～ 9 月末日まで)

支部等	回収回数	数量 (約)	個 数	CO ²
佐 原	6 回	174.1kg	74,863 個	548.4kg
神 崎	2 回	13.0kg	5,590 個	41.0kg
多 古	2 回	59.5kg	25,585 個	187.4kg
累 計	10 回	246.6kg	106,038 個	776.8kg

も く じ

- お知らせとエコキャップ回収運動
- 令和元年度会員増強運動…………… (1)
- 第 36 回法人会全国大会 三重大会に参加…………… (2)
- 令和 2 年度税制改正に関する提言 (要約) …………… (3)
- 佐原税務署からのお知らせ…………… (6)
- eLTAX (エルタックス) …………… (7)
- 本会の活動…………… (9)
- 支部・源泉部会の活動…………… (10)
- 女性部会の活動 (老人ホームへの慰問)…………… (11)
- 青年部会の活動…………… (12)
- 事務局よりお知らせ…………… (14)
- AIG 損害保険会社広告…………… (15)
- 佐原税務署からのお知らせ…………… (16)



組織委員長 (副会長)
白鳥 威夫

令和元年度会員増強運動 9月～12月(全国統一月間)

組織委員

久保木 清	本宮 丈男	高橋 勝則
浅野 恒	田村 和良	諏訪 正基
浅野 由加	萩原 吉春	矢部 元茂
杉山 恵司	永井みつ江	鴫崎 良雄

秋気澄む季節となりました。会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また平素より組織委員会へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も恒例の会員増強運動が展開されております。本会の活性化はもとより、組織・企業の健全なる発展の為に会員増強に努めていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

下記に支部単位の会員数、加入率並びに会員増強目標、平成29年度、平成30年度の実績が掲載されています。会員の皆様の人脈を生かして、一人でも多く会員増強をお願い申し上げますと共に退会防止にもご配慮をお願い申し上げます。

結びに会員の皆様のご繁栄を祈念申し上げます。

支部別目標数

支部	元年8月末 現在会員数	加入率 (%)	法人(含賛助) 目標数	賛助個人 目標数	29年度 獲得実績数		30年度 獲得実績数	
					法人 (含賛助)	賛助個人	法人 (含賛助)	賛助個人
佐原	402	48.9%	8	5	4		7	
神崎	46	52.9%	4	2	4		4	
小見川	202	54.6%	2	1	16	4	7	5
山田	88	74.6%	1	1	2		2	
栗源	30	50.8%	3	1				
多古	169	68.7%	2	1	4	2	2	1
東庄	79	45.1%	2	1	1		1	
計	1016	54.1%	22	12	31	6	23	6

商売繁昌 交通安全
香取神宮
TEL 0478-57-3211

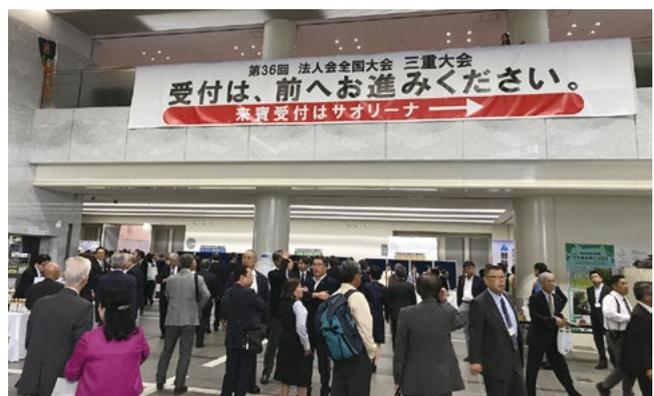
(有)小林自動車
「小林自動車 香取市」
HP・BLOG有り ☎0478-52-3997
(一社)日本福祉車輛協会
認定インストラクター在籍
国家一級自動車 整備士事業所 **日本福祉車輛協会**
japan wheelchair-accessible vehicle association

総合建設業
株式会社安藤建設
千葉県香取郡多古町多古3545-4
TEL 0479-76-5311(代)

第36回 法人会全国大会 三重大会に参加

令和元年 10月3日

第36回全国大会が三重県津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)にて開催されました。当日は小雨交じりの天候でしたが、全国より412単位会、1,700余名の会員が集結。当会からも香取会長、高橋副会長、山崎副会長及び事務局が参加しました。第一部では、伊勢神宮 広報室広報課長の音羽 悟氏が「皇室と神宮」について講演。第二部式典は、主催者挨拶と国税庁長官による祝辞に続き、「令和2年度税制改正に関する提言」「青年部会による租税教育活動」の発表が行われました。(要望事項は以下の通り)



はじめませんか？太陽光発電と蓄電池のある暮らし
各種建築資材販売・生コンクリート製造販売

株式会社 安藤産業

千葉県香取郡多古町多古2914 TEL: 0479-76-2454

倉庫・工場建築なら

YES建築

YOKOGAWA ENGINEERED STRUCTURE SYSTEM



石井工業 菱

令和 2 年度税制改正に関する提言 (要約)

第 36 回法人会全国三重大会において報告された「令和 2 年度税制改正に関する提言」の要約は以下の通りです。

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは 2022 年であり、2025 年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府の P B 黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。
- (1) 今般の消費税率 10% への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。
- (2) 政府は、2016 年度から 18 年度の 3 年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を 1.6 兆円(社会保障費 1.5 兆円、その他 0.1 兆円)程度に抑制する目安を達成した。2019 年度から 21 年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年 10 月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保すべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。
- ・超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率 80% 以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- ・本年 10 月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから率 10% 程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小

～地域と共に 99 年～

佐原印刷株式会社

香取市観音 93-2 TEL.0478-58-1531 FAX.0478-52-2573

住まいの夢を確かなかたちに

(有)伸栄建設

〒287-0107 千葉県香取市助沢 619
TEL.0478-75-2744 FAX.0478-75-3653

企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- “先進国クラブ”と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。
- EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税

制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

- 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III. 地方のあり方

- 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になる。
 - 「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。
 - 地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかねばならない。
- 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
 - 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
 - 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

～ 大型自動二輪好評教習中！～

千葉県公安
委員会指定

(株) 佐原自動車教習所

[教習車種] 普通自動車・中型自動車・大型特殊・大型二輪・普通二輪
千葉県香取市佐原ホ 1159 TEL 0478-54-6677

墓地・総合石材工事

白鳥石材(株)

0120-52-4171

山之辺展示場 香取市山之辺1403
本社 香取市若松町イ1722
TEL.0478-52-4171(代)

ホームページ | 白鳥石材

検索

(5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。
- 近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること。（「個別事項」参照）

V. その他

- 納税環境の整備
- 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

- 役員給与の損金算入の拡充
 - 役員給与は原則損金算入とすべき
 - 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- 交際費課税の適用期限延長
- 公益法人課税

所得税関係

- 所得税のあり方
 - 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
 - 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の

影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(3)個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

- 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

- 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、収収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

- 配当に対する二重課税の見直し
- 電子申告

フィンランド式サウナ
露天風呂
地鶏料理

THE FARM
ARISEN PARK CHIRIA KATORI
天然温泉 奥佐原の秘湯

かりんの湯

四名様より香取市内無料送迎します 香取市西田部1309-34
自治会や団体での宴会利用も承ります ☎0478-75-1726

運営：株式会社ザファーム

不動産売買と民間工事の
見積り等の相談は

石津商事(株)

TEL 0478-54-6151
FAX 0478-52-5713

(株)ウエダマーク

オリジナル刺繍・ワッペン・プリント

〒289-2242 香取郡多古町染井 183-1
TEL 0479-70-6008 FAX 0479-70-6009
<http://www.uedamark.co.jp> email: info@uedamark.co.jp

佐原税務署からの

お知らせ!!!



消費税軽減税率制度 説明に伺います!!

制度改正後、次のようなことでお困りではありませんか?



実際の経理はみんな
どうしているのだろう?

誰か職員への研修を
してくれないかな?



軽減税率制度は
誰に聞けばいいのかな?



10% OR 8% 判定
具体例をもっと知りたい!

インボイス制度って?
何を準備すればいいの?



各種会合に講師として伺います! (大小問わず)



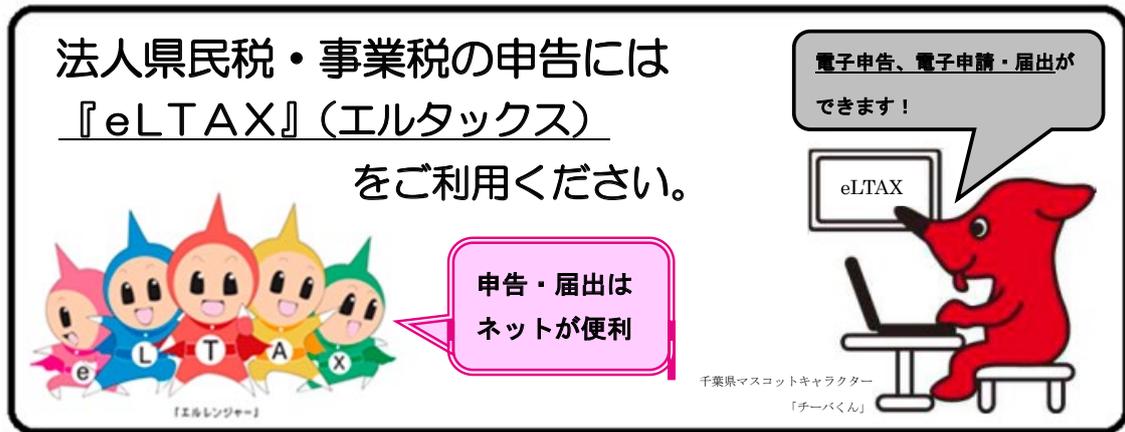
気になる方はお気軽にご相談下さい
可能な限りご要望にお応えします!

佐原税務署法人課税第1部門 研修担当 松本 0478-54-1331 (内線 232)

スマートフォンから簡単に特設サイトにアクセスできます。

⇒ 国税庁HP「消費税軽減税率制度特設サイト」





日ごろから、県税へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

法人県民税・事業税の地方税も、地方税ポータルシステム『eLTAX』を利用すれば、インターネット経由で電子申告や電子申請・届出を行うことができます。

● eLTAXの手続きについて

○自宅やオフィスなどから複数の都道府県へ一括手続きができます。

eLTAXでは、インターネット接続環境のあるパソコンを使い、自宅やオフィスなどから複数の都道府県に対して、電子申告及び電子申請・届出を行うことができます。

・届出には添付書類が必要です。

新規設立：定款・登記事項証明書

変更届出：登記事項証明書又は議事録の写し等

延長届出申請：法人税における期限延長の承認の通知書の写し・定款等

※添付書類については、電子ファイルを添付するか、別途、郵送等による送付が必要となります。

詳しくは、千葉県税務課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/tetsuzuki/houjin.html>

電子申告、電子納税の新たな動き

○地方税共通納税システムがスタートします。

令和元年10月1日から、電子申告と合わせて、複数の都道府県へ一括して電子納税が可能となります。金融機関等の窓口に向くことなく、金融機関が提供するインターネットバンキングやATMなどからペイジーを介して税金を納付いただくことができます。(ダイレクト納付も可)

※千葉県でも、地方共通納税システムの稼働に合わせて電子納税が可能となります。

○大法人のeLTAX使用が義務化されました。

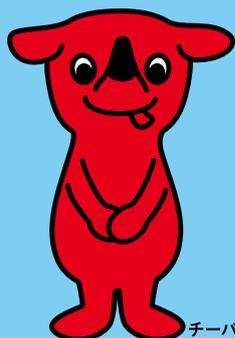
令和2年4月1日以降に開始する事業年度から、大法人（資本金が1億円超の法人等）が行う、法人県民税・事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。

電子申告及び電子申請・届出、電子納税についての手続きや、都道府県・市町村のサービス状況などの詳細は、「地方税共同機構」が運営する「eLTAXホームページ」をご確認ください。

詳しい情報は、eLTAXホームページへ <http://www.eltax.jp/>
 電話(ヘルプデスク)によるお問い合わせは、0570-08-1459
 受付時間 月～金(土日祝、年末年始を除く) 9:00～17:00

皆様のご理解とご協力をお願いします。

【お問合せ先】千葉県香取県税事務所 課税課 ☎0478-54-1314



チーバくん

千葉県と県内全市町村では、 個人住民税の特別徴収を 徹底しています。

特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が毎月従業員等(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

平成28年度から特別徴収徹底の取組みを行っていますので、御協力をお願いします。

特別徴収義務者に指定する対象者

所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)が対象です。個人住民税の特別徴収は、法律により義務付けられています。

例外として普通徴収(従業員等が納付書で納める方法)が認められる場合

※該当する場合であっても、特別徴収を実施している市町村もあります。

- A 総従業員数2人以下の事業所
(下記B~Fに該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)
- B 他の事業所で特別徴収されている者
- C 給与が少なく税額が引けない者(住民税非課税の場合など)
- D 給与が毎月支払われていない者
- E 事業専従者(個人事業主のみ対象)
- F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者

A~Fに該当する場合、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を提出してください。また、「個人別明細書の摘要欄」に普通徴収切替理由書の該当する符号(普A~普F)を記載してください。

詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。

千葉県 特別徴収

検索 

個人住民税は、
給与からの天引きがルールです。

千葉県・県内全市町村

本会の活動

第2回理事会・福利厚生制度連絡協議会



令和元年 8月29日 開催

於：香取市佐原中央公民館

今年度新体制となって初の理事会が開催。

佐原税務署長ほか3名のご来賓及び香取会長ほか26名の理事及び3名の監事の出席を得て、令和元年度の会員増強、ゴルフ大会、研修旅行及び新春講演会等の行事事案について審議しました。

またこのあと今年度福利厚生制度の推進について、各保険会社からの説明を受け協議を行いました。

決算法人説明会・新設法人説明会



令和元年 8月21日、10月9日 開催

於：香取市佐原中央公民館

佐原税務署管内の決算月を迎えた全法人を対象に、佐原税務署との共催により説明会を開催。

税理士による決算申告にあたっての基本的注意事項・税の改正について説明がありました。

(年6回実施)



令和元年 9月11日 開催

於：佐原税務署 大会議室

佐原税務署管内において新たに設立された全法人を対象に開催。

申告・届出に必要な知識の付与を目的に、手続きの説明他、税務上の留意点等について説明がありました。

(年4回実施)

厚生委員会 (生活習慣病健診)



令和元年 8月8日・9日 開催

於：香取市佐原中央公民館

会員の経営者・従業員の健康管理充実のため、(一財)全日本労働福祉協会により検診車等を派遣し、佐原文化会館及び佐原中央公民館にて実施。

今回は、会員事業者41社、155名が検診に参加しました。(昨年比 24名の増加)。

環境の保全と暮らしに貢献する企業

太成興業株式会社

〒287 0801 千葉県香取市扇島 2186 Tel 0478 56 1116 Fax 0478 56 1119



CNS inc

WE LOVE CHIBA

地元・香取市の

シーエヌエス (CNS) まで

香取市扇島189-1 ☎

56・0451

遺品整理・生前整理

空き家管理・整理は

地元・香取市の

シーエヌエス (CNS) まで

香取市扇島189-1 ☎ 56・0451

【支部・源泉部会の活動】

〈多古支部 税務研修会〉



令和元年 10月15日 開催

於：多古町商工会館 会議室
多古支部会員を対象に研修会を実施した。テーマは「消費税の軽減税率」について、講師は佐原税務署法人課税第一部門松本和也国税調査官が解説。
(参加人数 16名)

〈佐原支部 簿記講習会〉 佐原商工会議所と共催



令和元年 9月17日～11月14日 開催

於：佐原商工会議所
日商簿記検定商業簿記3級程度の簿記講座を16日間(32時間)の日程で開催。
講師は、高比良峯生税理士事務所 主査 小林明美氏。
佐原商工会議所と共催で、9年連続の開催。
尚、11月17日に日商簿記検定試験がありますので、受講生の皆さんがんばってください。
(参加者名 14名)

〈源泉部会 税務研修会〉



令和元年 10月17日 開催

於：佐原税務署 会議室
全法人、源泉徴収実務担当者を対象に研修会を実施した。テーマは「消費税の軽減税率」について、佐原税務署法人課税第一部門松本和也国税調査官が講師となり解説。
11月20日には「年末調整」について研修を行う予定です。(参加人数 7名)

東葉

1825年創業(190年)小江戸佐原で酒質にこだわり伝統を守りながら県内現在唯一の酒米「総の舞」(ふさのまい)を全量使用した純米吟醸卯兵衛(うへい)純米大吟醸卯兵衛は県内の生産者が丹精込めて作ったお米と現代の名工、南部杜氏協会元会長の及川恒男がかもした、正に県を代表する地酒(じざけ)です。是非ご賞味下さい。

東葉酒造株式会社 香取市佐原イ627 TEL:0478-55-1122 FAX:0478-55-1294



本宮税理士事務所
オフィス本宮株式会社

香取市佐原イ1722
TEL.0478-52-4750

パソコンスクール
クリック
tel. 0478-
50-1236 Click

「生きる」を創る。

Aflac

■取扱保険会社■

アフラック・オリックス生命
ソニー生命・メットライフ生命

(株)京葉プランニング
(since 1981)

玉造118-11 ☎0120-54-6638

【女性部会の活動】

〈女性部会 老人ホームへの慰問〉

令和元年9月4日開催

於：神崎町 特別養護老人ホーム じょうもんの郷

社会貢献活動で「ウクレレ愛好会」のメンバーを中心に慰問（平成25年より3度目の訪問）し、ウクレレ演奏とフラダンスを披露。またホームのスタッフの皆様と踊りを、また懐かしい唄を全員で合唱しました。

ホームの皆様から花束と、大きな感謝の拍手と共に、「ありがとう、又来て下さい！」とのお言葉を頂き、「お身体に気を付けて、お元気で、またお会いしましょう！」と言葉を交し、楽しいひと時を過ごしました。最後に今回施設から要望があったコールマット2台と「タオル」を贈呈致しました。



電話一本でお届けする宅配システム ■一部配達できない地域がございます。お問い合わせください。
お近くのプラントから直接お客様にお届けします <http://www.aquaclara.co.jp>

お届けします。あんしん・おいしい水・アクアクララグループ

お問い合わせは **アクアクララ ホスミ**

〒289-0313 千葉県香取市小見川 584 (株)角商フーズ TEL 0478-83-8650



ちば醤油株式会社

〒289-0337 香取市木内1208 TEL 0478-80-7177 FAX 0478-80-7400

【青年部会の活動】

〈青年部会 ごきげん胸キュン♡婚活バスツアー〉

7月20日(土)に観光バスにて 佐原～津田沼～東京 と参加者を乗せて、独身者に出会いの場を提供する婚活バスツアーを実施しました。

行先は箱根方面。当日は曇り空ながら、午後には幻想的な富士山が姿をみせました。

青年部会メンバーも世話役として3名同行し、参加者へのサポートをさせていただきました。

当日の参加者は31名(男性17名、女性14名)。出発地点の佐原からは11名が元気に集合されました。

バスツアーは和気あいあいの内に終了。4組のカップルも誕生しました。

参加者皆様・協力していただいたTKKトラベル様・イベント告知をしてくれた皆様、本当にありがとうございました。

今後とも皆様と共に歩み、時に悩み、進化する青年部会でありたいと考えております。よろしくお祈りします。



石 一 筋
(有)高橋石材店
工場 0478 (83) 1647
本社 0478 (82) 2914

電気設備設計 施 保守点検業務
横川電機株式会社
TEL 0478-42-4391
FAX 0478-52-4198

株式会社
まるしち
代表取締役 高橋 恒二
千葉県香取郡神崎町神崎本宿2088

肥料・農薬・米穀・緑化・資材
宮本商事株式会社

本社・営業所 香取市佐原イ4149 TEL 54-1011(代表) FAX 54-0012
配送センター 香取市佐原ロ2097 TEL 52-3758

部会活動で

互いの交流を深めよう!!
《青年・女性・源泉》

佐原法人会 部会紹介

<青年部会 租税教室講師研修会>

10月16日(水)、佐原税務署において、今年度租税教室に向けた勉強会が開催。

当部会からは、小林一弘、山崎敦史副部会長2名が参加し、子供たちに税の大切さを教えるポイントを熱心に受講しました。



夢を創造するオートラック用品のパイオニア



山田電機株式会社

千葉県香取市上小堀1578-45
TEL 0478 (82) 5114 (代)



有限会社 光和化成

プラスチック射出成形・組立・金型設計製作
千葉県香取市返田558番地
TEL 0478-50-7250

大小ご宴会承ります。

お食事処 **今出屋**

香取郡多古町多古567
TEL 0479-76-2036

野球・体育器具・総合スポーツ用品

スポーツショップ **ケーホー**

香取市佐原口2122 ☎0478 (52) 5126・(54) 4370 (市役所通り)
FAX 0478 (52) 5125

年中無休 24時間365日 **セモノーきうち**

お葬式のご相談・ご依頼は、今すぐ下記へお電話ください。

0120-52-4441



若者応援宣言企業

<http://daiden-tec.co.jp/>

「ちば働き方改革共同宣言」の趣旨に賛同し、我が社の魅力ある職場づくりのために、働き方改革に取り組みます!!



生そば・とんかつ
御宴会承ります。

そば処 **つる吉**

TEL.0478-54-5088



JXTGエネルギー特約店

長島石油株式会社

本社 香取市佐原口2028-11
〒287-0001 TEL.0478-55-1234(代)

業務内容

情報通信設備工事
一般電気工事
設計・施工・販売・保守

広がる世界をもっと身近に ICT ソリューションパートナー

DAIDEN 株式会社大電テクニカ



AIG 損保

法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

(B-152289 2020-01)

佐原税務署からのお知らせ

消費税軽減税率制度及び年末調整等説明会の開催について

佐原税務署管内の市町と佐原税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会及び年末調整等の説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

開催日時	開催時間	説明会会場	対象地域 (注)
11月21日 (木)	10時30分～12時00分 消費税軽減税率制度説明会 13時00分～16時00分 年末調整等説明会 ※	香取市佐原文化会館 香取市佐原イ 211	香取市 神崎町 多古町
11月22日 (金)	10時30分～12時00分 消費税軽減税率制度説明会 13時00分～16時00分 年末調整等説明会 ※	香取市小見川市民センター 香取市羽根川 38	香取市 東庄町

(注) 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

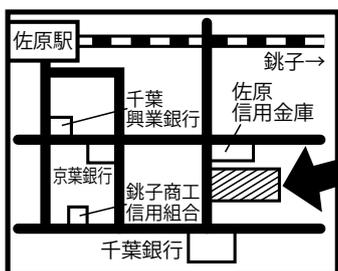
※用紙配付 13:00～13:30

説明会 13:30～16:00

説明会に関するお問い合わせは、佐原税務署(0478-54-1331 内線 233)までお願いいたします。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である



法人会事務所

佐原商工会議所会館
別館2F

TEL 0478(54)3387

FAX 0478(52)5657

> 第159号 <

令和元年10月31日発行
香取市佐原イ525番地
佐原商工会議所会館内

公益社団法人 佐原法人会

発行人 会長 香取 信治

編集 広報委員会
委員長 宮本 毅 俊